

公益財団法人結核予防会結核研究所 研究倫理・コンプライアンス教育 実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公的研究費管理規程・研究不正防止規程に基づき、研究倫理の向上、不正行為の防止等について研究倫理・コンプライアンス教育の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(研究倫理教育体制)

第2条 研究倫理教育体制は、研究倫理教育責任者、副責任者、部長会及び事務担当部署をもって構成する。

- 2 研究倫理教育責任者は、副所長とする。
- 3 研究倫理教育副責任者は、事務部長とする。
- 4 研究倫理教育に関する事務は、事務部研究支援室にて行う。

(研究倫理教育責任者の責務)

第3条 研究倫理教育責任者は、職員等に対して、研究倫理の遵守、定着、向上の他、研究上の不正防止に向けた具体的な指導・教育の取組みに関する業務を統括する。

- 2 研究倫理教育責任者は、次に掲げる研究上の不正防止に向けた取組みの実施状況等を点検し、必要と認める場合、職員等に対して改善を求める他、必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 研究倫理教育の取組み及び履修状況
 - (2) 職員等の研究倫理に関する意識の確認状況
 - (3) 研究倫理教育責任者から指示又は改善を求めた事項
 - (4) その他、研究倫理教育責任者が必要とする事項

(研究倫理教育副責任者の職務)

第4条 研究倫理教育副責任者は、研究倫理教育責任者を補佐し、又、必要に応じて研究倫理教育責任者の代理を務める。

(研究倫理教育計画)

第5条 研究倫理教育計画は以下の事項から構成する。

- (1) 研究倫理教育のための研修会の開催に関する事項
- (2) 研究倫理教育に於ける講義・教材に関する事項
- (3) その他、研究倫理教育に資する事項
- 2 前項第1号で定める研修会参加または教材履修等は、研究業務遂行上、必須であることから、当研究所全ての職員等を受講対象とし、3年に1回、定期的に研修会開催または教材履修依頼をすることとする。

(受講対象者)

第6条 当研究所の常勤・非常勤・派遣問わず、研究者・研究協力者・研究支援者とする。(必要に応じて大学院生含む。)外部機関所属の研究者に対しては、研究倫理教育・コンプライアンス教育の履修修了を証明する自己申告書の提出を受け、提出書類は研究代表者が保管する。

(研究倫理教育を履修しない者に対する措置)

第7条 当研究所は、この要領で定める研究倫理教育を履修しない者に対して、注意喚起を行い、注意喚起後もなお研究倫理教育を履修しない場合は、当該者に対して、研究活動の一時停止等の必要な措置を講ずる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。